

東京会議所

此條案中ニ謝々マシ論案ニ對テ若ク儲蓄主スル有ハシテ儲蓄スルハ、謝々、東京會議所ニ對スル也

第 三 條 大倉喜八郎 ④

此約定書ハ之ヲ三通ニ認メ老通ハ東京府庁ニ差上老通ハ會議所ニ老通ハホウキツニー氏ニ所持イタシ候也

森有禮と東京會議所 この方も同日付でとりむすばれたものである。ヨヨリ誤スルハハ其誤ニシテハ

商法講習所取設ニ付森有禮ト東京會議所トノ約定書 讀シテハ其言東京會議所ヨリ誤スル朝ハ

明治八年九月十三日商法講習所へ教員トシテ米人ホウキツニー氏ヲ傭入ノ事件ニ付東京會議所ト森有禮トノ

間ニ左ノ件ミヲ約定セリ

第一 條

商法講習所ハ森氏私立学校ニシテ福沢諭吉著作秋坪兩君其相議者ト為リ此所轄ハ右三名ノ協議ニ歸ス而ベ向

第二 條

東京會議所ハ此商法講習所助成ノ為メ米人ホウキツニー氏ヲ傭入教員トシテ差出候ニ付同氏ノ給料老ケ年式

千五百円宛ト定メ傭年限中ハ會議所ヨリ出金支給候事

第三 條

講習所取建ノ地所四千四百七十四坪老合五勺五抄會議所ヨリ無地稅ニテ五ヶ年ヲ一期トシテ起立人へ貸渡ス

第四 條

教員傭年間にハ講習所冗費ノ廉ト老ケ年金五百円宛會議所ヨリ出金候事

第五 條

講習所ノ為メ万一費途相高シ候敷或ハ教講上ニ付紛糾出来候共會議所ヨリハ前條制限ノ外一切出費致サ、ル

第六 條

講習所起立人ハ教場ノ模様生徒ノ多寡經費ノ計算等ヲ詳記シ毎月一度會議所へ報告書ヲ差出シ其場ノ実況ヲ

東京會議所

大倉喜八郎 ④ 有會議所ニ對シテハ其言東京會議所ヨリ誤スル朝ハ

此約定書ハ之ヲ三通ニ認メ老通ハ東京府庁ニ差上老通ハ會議所ニ老通ハ森氏ニ所持イタシ候也